

- 一七 抽水所ノ作業夫ヲ適當ニ増員セラレタシ
 作業ヲ集中主義ニ改メタルヲ以テ現在員ニテ充分ト認め、必要アル場合ハ隨時雇入レヲナスベシ
- 一八 抽水所運轉手ト、モニ作業夫一名ヲ夜勤トセラレタシ
 從來ヨリ必要ノ場合ハ居残り又ハ臨時出勤セシムルヲ以テ常時夜勤ヲオク必要ヲ認めズ
- 一九 抽水所作業夫ガ時間外ニ降雨等ノタメ臨時出勤シタル時ハ全就勞時ヲ支拂ハレ手當ヲ増額セラレタシ
 豫算ノ關係上希望ニ副ヒ難シ
- 二〇 抽水所作業夫ニ外資ヲ支給セラレタシ
 豫算ノ關係上希望ニ副ヒ難シ
- 二一 土木部現業員ニ夏期特別手當又ハ特別休暇ヲ支給セラレタシ
 業態上特別手當支給ノ必要アル者ニハ既ニ相當考慮シ居レリ之ヲ全員ニ支給スルハ豫算ノ關係上希望ニ副ヒ難シ

- 二二 精舎ヲ改増築シ水道ヲ助置セラレタシ
 經費ノ許ス限リ漸次實施スベシ
- 二三 土木部現業員ノ夏帽子ヲ改善セラレタシ
 現在ノモノニテ支障ナシト認め
- 二四 使丁當宿直者ガ就務シタル場合ハ手當ヲ支給シ尙午前〇時以後ニ涉リタル時又ハ午前〇時ヨリ午前五時マデニ就務シタル時ハ翌日休暇トセラレタシ
 希望ニ副ヒ難シ
- 二五 外勤使丁ノ職名ヲ改正セラレタシ
 服務規定改正ノ見込ヲ以テ目下研究中
- 二六 使丁ノ昇給ハ二圖以下年二回トセラレタシ
 承リオクベシ
- 二七 部備助手ノ昇給ハ二圖以下年二回ニ復活セラレタシ
 承リオクベシ